

アフターサービスについて ご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。



ご照会などにつきましては、お電話で承ります。
第一フロンティア生命お客さまサービスセンター

ハッピーになろう ダイイチフロンティア
0120-876-126

営業時間：月曜日～金曜日（祝祭日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00

サービス内容

- ①ご契約内容の変更のお手続き
- ②給付金などの請求のお手続き
- ③ご契約内容についてのご質問・お問合わせ



現在の積立利率、「円貨支払特約」の為替レートなどは、
第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。

第一フロンティア生命ホームページ URL <http://www.d-frontier-life.co.jp/>



ご契約内容について下記の書類をご郵送します。

- 「**ご契約内容のお知らせ**」＊年1回ご郵送します。
- 「**目標到達のお知らせ**」＊目標到達お知らせサービスを申し込まれた方のみ、初回到達時にご郵送します。

ご検討、お申込みの際には、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」などを必ずお読みください。

「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについてご説明しています。必ずあわせてお読みいただき、大切に保管してください。

この保険商品のご購入に際しては、必ず生命保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約（契約の主体はお客さまと保険会社になります）であり、お客さまからの申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店（みずほ銀行）の担当者（生命保険募集人）は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。

担当者（生命保険募集人）に関するお問い合わせは、照会先「第一フロンティア生命03-6863-6211（大代表）」までご連絡ください。

ご確認いただきたい事項

- 生命保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、死亡給付金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」）に、第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、「保護機構」によりご契約者の保護の措置（※1）が図られることとなりますが、この場合でも、ご契約時にお約束した基本保険金額、給付金額などの削減など、契約条件が変更されることがあります。その補償限度は、破綻時点の保険契約（再保険を除く）のうち、高予定利率契約を除き、責任準備金などの90％（※2）となっています。
「保護機構」の詳細については、「ご契約のしおり」をお読みいただくか、生命保険契約者保護機構（TEL03-3286-2820・月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時・ホームページアドレス<http://www.seihohogo.jp/>）までお問い合わせください。
- （※1）生命保険会社が破綻した場合には、保険契約を引き継ぐ「救済保険会社」への保険契約の移転や補償対象保険金の支払いに係る資金援助などにより、「救済保険会社」が現れない場合には、「保護機構」の子会社として設立される「承継保険会社」への保険契約の承継、または「保護機構」自らが保険契約を引き継ぐことなどにより、ご契約者の保護を図ることとしています。
- （※2）責任準備金とは、生命保険会社が将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金のことです。その補償限度は責任準備金の90％であり、保険金・給付金などの90％が補償されるものではありません。また、生命保険会社が破綻すると必ず責任準備金の10％が削減されるという意味ではありません。例えば破綻保険会社の財産の評価額が責任準備金の90％と移転費用の合計を上回る場合には、責任準備金の10％未満となる場合もあります。
- お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお申込書にご記入・ご捺印ください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。

募集代理店（みずほ銀行）からのお知らせ

- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金・金融債または投資信託ではありません。また預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりませんので元本の保証はありません。
- みずほ銀行がお客さまにご案内します保険商品について、お客さまがお申込みをされてもお申込みをされなくても、みずほ銀行とお客さまとの間の他の銀行取引（ご融資やご預金など）には全く影響はありません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先などによってはみずほ銀行で保険のお申込みをいただけない場合があります。
- 借入金を保険料に充当した場合、保険金額や解約返還金額などが借入元金合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる可能性があります。したがって、保険料の借入を前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。

〔募集代理店〕

株式会社みずほ銀行

お問い合わせは窓口またはフリーダイヤルへ
0120-855-519

（受付時間：月～金、9:00～17:00 12月31日、1月1日～3日、祝日、振替休日を除く）

〔引受保険会社〕



第一フロンティア生命保険株式会社

〒104-6015 東京都中央区晴海1-8-10

晴海トリトンスクエア X棟15階

電話（03）6863-6211（大代表）

第一フロンティア生命
第一生命グループ

ハッピーになろう ダイイチフロンティア
お客さまサービスセンター 0120-876-126

営業時間：月曜日～金曜日（祝祭日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00

◎第一フロンティア生命ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

※11年2月版

第一フロンティア生命の個人年金保険

プレミアカレンシーM

通貨指定型個人年金保険



この商品は、第一フロンティア生命保険株式会社を引受保険会社とする個人年金保険（生命保険）であり、預金とは異なります。
株式会社みずほ銀行は第一フロンティア生命の募集代理店です。

〔募集代理店〕

〔引受保険会社〕

MIZUHO

Channel to Discovery

みずほ銀行

この商品は、生命保険商品です。



第一フロンティア生命
第一生命グループ

※11年2月版

特徴1

米ドル、ユーロ、豪ドルの中から、いずれかの通貨をご指定いただくことができます。

⚠️ ご注意 為替相場の変動により、年金原資額などの受取時円換算額が、一時払保険料相当額の契約時円換算額を下回る場合があります、損失が生じるおそれがあります。

特徴2

契約時に適用された積立長期運用が可能で、年金指定通貨建で契約時に確

⚠️ ご注意 解約または減額などの際に、市の変動を解約返還金額に反映さ金額が一時払保険料相当額を下

利率(固定利率)による原資額をご指定いただいた定します。

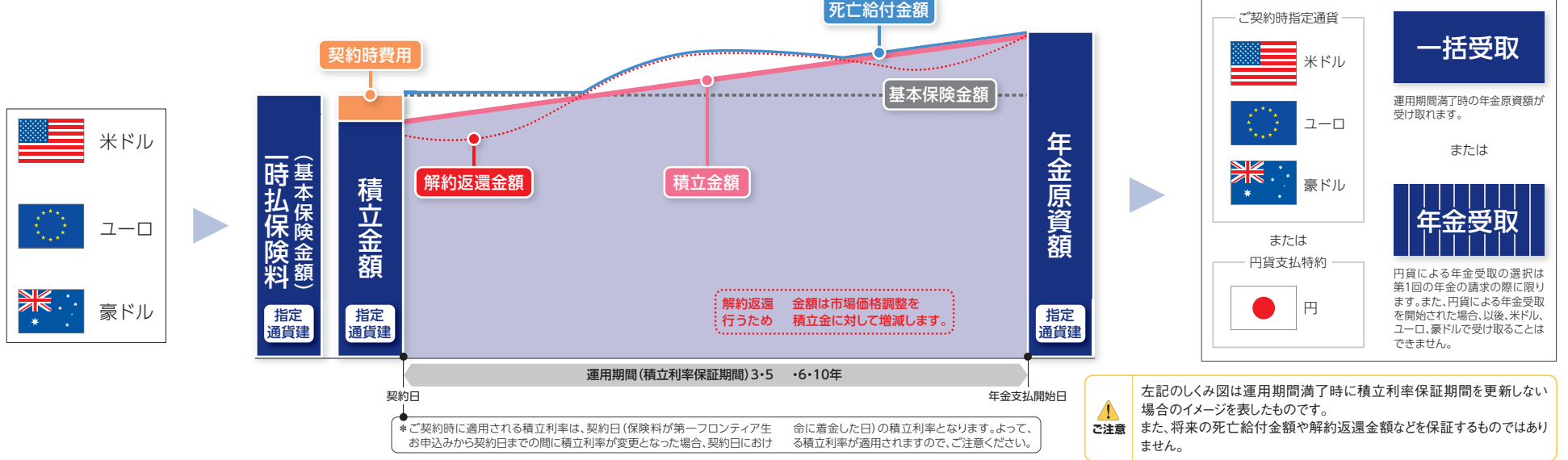
場合金利の変動に応じた運用資産の価値せる市場価格調整を行うため、解約返還回り、損失が生じるおそれがあります。

特徴3

お受取方法は年金受取または一括受取からお選びいただけます。

⚠️ ご注意 年金額は、年金原資額をもとに、年金受取開始時点の基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて計算され算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。

しくみ図(イメージ)



⚠️ ご注意 **ご負担いただく主な費用**

ご契約時	契約時費用 一時払保険料 に対して	積立利率保証期間(運用期間)				年金 受取期間中	保険契約関係費 (年金管理費) 受取年金額に対して	1.4% (「円貨支払特約」を 付加した場合は 1.0%)
		3年	5年	6年	10年			
		2.5%	3.5%	4.0%	6.0%			

*この他に外国通貨のお取扱いに必要な費用をご負担いただくことがあります。
*積立利率保証期間を更新(運用期間を延長)する場合には、別途更新時費用のご負担が必要となります。 <わし>は ▶PB

積立利率について

- *積立利率は、通貨および運用期間(積立利率保証期間)ごとに、その期間に応じた国債(米ドル建の場合にはアメリカ国債、ユーロ建の場合にはドイツ国債、豪ドル建の場合にはオーストラリア国債)の流通利回りを指標金利とし、その指標金利を参考に、保険契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うために必要な費用を考慮したうえで、毎月2回(1日と16日)に設定されます。ご契約時に選択いただいた積立利率保証期間については、契約日の積立利率が積立利率保証期間の満了日まで適用されます。
- *積立利率は、一時払保険料から契約時費用を差し引いた金額に適用されます。したがって、一時払保険料に対する実質利回りは、積立利率よりも低くなります。
- *ご契約時に適用される積立利率は、契約日(保険料が第一フロンティア生命に着金した日)の積立利率となります。よって、お申込みから契約日までの間に積立利率が変更となった場合、契約日における積立利率が適用されますので、ご注意ください。

⚠️ ご注意 解約・減額する場合のリスク(損失が生じるおそれ)

この保険は、契約時費用をお払いいただいた一時払保険料から差し引くしくみであり、ご契約後の一定期間は積立金額が一時払保険料に、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させる市場価格調整を行うため、解約返還金額が一時払

為替リスクについて(損失が生じるおそれ)

料相当額を下回ります。また、解約または減額などの保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

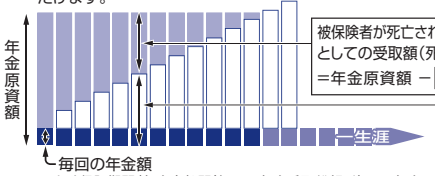
為替相場の変動により、年金原資額などの受取時円換算額が、一時払保険料相当額の契約時円換算額を下回る場合があります、損失が生じるおそれがあります。

運用期間満了時のお受取方法について

運用の成果としての年金原資は、所定のお受取方法の中から、お客さまのライフプランにあった方法を選択できます。また、ご契約時に選択いただいた年金種類・年金受取期間は、年金支払開始日前であれば変更することができます。



この保険の年金額は、ご加入時点で定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は、年金受取開始時点の基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて計算され算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。

年金の種類		年金受取開始年齢 ^(※)
確定年金	一定期間、年金をお受け取りいただけます。年金受取期間は、3年～7年（1年きざみ）、10年～40年（5年きざみ）から選択できます。  年金受取期間中に被保険者が死亡された場合、残りの年金受取期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受取りに代えて、年金を継続して受け取ることができます。	3歳～90歳 * 年金受取期間の満了日は、被保険者の満年齢が105歳となる年単位の契約当日の前日を限度とします。（年金受取開始年齢＋年金受取期間≦105歳）
死亡時保証金額付終身年金	被保険者が生存している限り、一生にわたって年金をお受け取りいただけます。  被保険者が死亡された場合の一時金としての受取額（死亡時保証金額） ＝年金原資額－年金受取総額 毎回の年金額 死亡時保証期間（年金支払開始日から年金受取総額が初めて年金原資額以上となる年金支払日の前日までの期間）中に被保険者が死亡された場合、死亡時保証金額を一括でお支払いします。この場合、年金を継続してお支払いするお取扱いはありません。	50歳～90歳
10年保証期間付終身年金	被保険者が生存している限り、一生にわたって年金をお受け取りいただけます。  保証期間10年 保証期間中に被保険者が死亡された場合、残りの保証期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受取りに代えて、年金を継続して受け取ることができます。 * 早期に被保険者が死亡された場合、年金受取総額が年金原資額を下回る可能性があります。	50歳～90歳
一括受取 (年金原資額の一時支払)	一括受取 年金原資額の一時支払を選択できます。 * ご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。	

※ 年金支払開始日における被保険者の満年齢です。

注1 年金額は、年金原資額をもとに、年金受取開始時点の基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて計算され算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。

注2 年金額は、3,000米ドル、3,000ユーロ、4,500豪ドル（「円貨支払特約」を付加した場合は30万円）に満たない場合は、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額をご契約者にお支払いします（一時払保険料によって、ご契約時に選択いただけない年金種類および年金受取期間があります）。

注3 確定年金の場合、年金のお受取りに代えて、年金受取期間の残存期間に対応する未払年金の現価を一括でお受け取りいただくことができます（未払年金の一括払）。

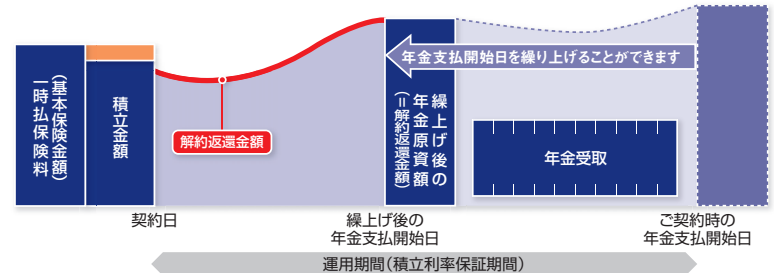
注4 死亡時保証金額付終身年金の場合、年金のお受取りに代えて、死亡時保証期間の最後の年金支払の前に限り、死亡時保証期間の残存期間の未払年金に対応する責任準備金を一括でお受け取りいただくことができます（未払年金の一括払）。この場合、死亡時保証期間経過後に被保険者が生存されている場合は、年金を継続してお支払いします。なお、未払年金の一括払を受けた後に被保険者が死亡された場合および死亡時保証期間経過後に被保険者が死亡された場合には保険契約は消滅し、死亡時保証金額の支払いはありません。

注5 10年保証期間付終身年金の場合、年金のお受取りに代えて、保証期間の残存期間に対応する未払年金の現価を一括でお受け取りいただくことができます（未払年金の一括払）。この場合、保証期間経過後に被保険者が生存されている場合は、年金を継続してお支払いします。なお、保証期間経過後に被保険者が死亡された場合には保険契約は消滅します。

注6 年金支払開始日以後、年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した**後継年金受取人**が引き続き年金を受け取ることができます（年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合で、後継年金受取人の指定がないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります）。**なお、後継年金受取人は1名のみ指定できます。**

繰上げ年金開始のお取扱い（繰上げ年金開始に関する特約）について

契約日から1年経過以後、ご契約者からのお申出により、いつでもその時点の解約返還金額を年金原資額として、年金受取を開始することができます。



ご注意ください

繰上げ年金開始をした場合の年金原資額は解約返還金額となりますので、一時払保険料相当額を下回ることがあります。**くわしくは▶P7**

死亡給付金について

被保険者が、年金支払開始日前に死亡された場合、被保険者が死亡した日における積立金額（指定通貨建）もしくは解約返還金額（指定通貨建）または基本保険金額（指定通貨建）のいずれか大きい金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。

* 責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、死亡給付金をお支払いできないことがあります。

付加できる特約について

円貨支払特約	- この特約を付加することにより、外貨建の年金、死亡給付金、解約返還金など（以下、「年金など」といいます）を円貨で受け取ることができます。 - この特約は、年金などのご請求の際に、その受取人からのお申出により付加できます。 - 外貨建の年金などの円貨への換算に適用する為替レートは、第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 - 円貨による年金受取の選択は、第1回の（特約）年金の請求の際に限ります。また、円貨による年金受取を開始された場合、以後、外貨で受け取ることではできません。年金原資額などは、第一フロンティア生命所定の為替レートで円貨に換算し、その金額をもとに年金額を計算します。
死亡給付金等の年金払特約 ^(※)	- この特約を付加することにより、死亡給付金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。 - この特約は、ご契約時に付加できます。また、年金支払開始日前で死亡給付金の支払事由の発生前に限り、ご契約者からのお申出により付加できます。 - 特約年金の受取回数は、この特約のお申込時に所定の回数（5回～40回（5回きざみ））から選択いただけます。

※ 特約年金額は、死亡給付金額をもとに、特約年金受取開始時点の基礎率など（予定利率など）に基づいて計算され算出されますので、特約年金支払開始日まで確定しません。

※ 特約年金受取人は、特約年金の受取期間中、将来の特約年金のお受取りに代えて、特約年金の未払分の現価の一時支払を請求いただくことも可能です。

※ 特約年金の受取回数については、特約年金受取人全員が同一となります。また、支払事由発生前に限り、ご契約者からのお申出により特約年金の受取回数は変更可能です。なお、特約年金額の最低額は受取人一人あたり3,000米ドル、3,000ユーロ、4,500豪ドル（「円貨支払特約」を付加した場合は30万円）で、これに満たない場合は、特約年金にかえて一時金にてお支払いします。

解約・減額と市場価格調整について

積立利率保証期間中にご契約を解約・減額した場合、解約返還金が支払われます。

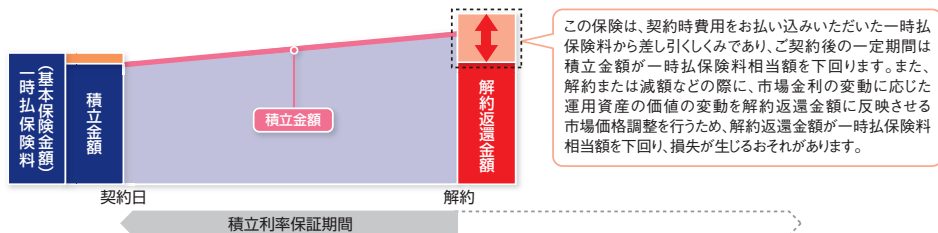
解約返還金額の計算方法

$$\text{解約返還金額} = \text{解約返還金計算日の積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率})$$
$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率}}{1 + \text{解約返還金計算日の積立利率} + 0.45\%} \right] \times \frac{\text{残存月数}}{12}$$

※「適用されている積立利率」とは、解約返還金計算日にこの保険契約に適用されている積立利率とします。

※「解約返還金計算日の積立利率」とは、解約返還金計算日を積立利率保証期間の更新日とみなした場合に、この保険契約に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率とします。

※「残存月数」とは、積立利率保証期間の満了日までの月数をいい、1か月未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。



市場価格調整

市場価格調整とは、運用資産（債券など）の価値の変動を解約返還金額に反映させるしくみです。運用資産の市場価格は、契約時点より市場金利が高くなると下落し、市場金利が低くなると上昇します。このため、解約返還金額は、市場金利の状況により増減することとなります。解約・減額に加えて、繰上げ年金開始をした場合の年金原資額の計算に際しても、市場価格調整が適用されます。

解約返還金額の例

基本保険金額（＝一時払保険料）が100,000米ドル、適用されている積立利率が2.50%の場合

●積立利率保証期間3年

経過年数	積立金額 (米ドル)	解約返還金額(米ドル)			
		積立利率の変動幅			
		1.0%上昇	同水準	1.0%低下	
1年	99,937	97,168	99,065	101,018	
2年	102,435	101,007	101,988	102,988	
3年	104,996	104,996	104,996	104,996	

●積立利率保証期間5年

経過年数	積立金額 (米ドル)	解約返還金額(米ドル)			
		積立利率の変動幅			
		1.0%上昇	同水準	1.0%低下	
1年	98,912	93,507	97,194	101,064	
2年	101,385	97,201	100,061	103,035	
3年	103,919	101,041	103,013	105,044	
4年	106,517	105,032	106,052	107,092	
5年	109,180	109,180	109,180	109,180	

●積立利率保証期間6年

経過年数	積立金額 (米ドル)	解約返還金額(米ドル)			
		積立利率の変動幅			
		1.0%上昇	同水準	1.0%低下	
1年	98,400	91,725	96,268	101,083	
2年	100,860	95,349	99,108	103,054	
3年	103,381	99,115	102,031	105,063	
4年	105,966	103,030	105,041	107,112	
5年	108,615	107,100	108,140	109,201	
6年	111,330	111,330	111,330	111,330	

●積立利率保証期間10年

経過年数	積立金額 (米ドル)	解約返還金額(米ドル)			
		積立利率の変動幅			
		1.0%上昇	同水準	1.0%低下	
1年	96,350	84,907	92,625	101,130	
2年	98,758	88,261	95,357	103,102	
3年	101,227	91,747	98,170	105,112	
4年	103,758	95,371	101,066	107,162	
5年	106,352	99,138	104,048	109,252	
6年	109,011	103,054	107,117	111,382	
7年	111,736	107,125	110,277	113,554	
8年	114,529	111,357	113,530	115,768	
9年	117,393	115,755	116,879	118,026	
10年	120,327	120,327	120,327	120,327	

※「積立利率の変動幅」とは、「解約返還金計算日の積立利率」と「適用されている積立利率」との差のことをいいます。例示の積立利率の変動幅は、上限または下限を示すものではありません。したがって、実際の解約返還金額が例示の金額を下回る場合があります。

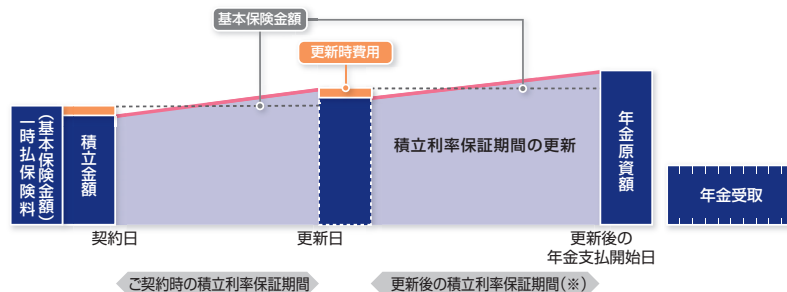
※ 積立金額および解約返還金額は、年単位の契約応当日の前日の金額を例示しています。

※ 上表に記載の積立金額および解約返還金額の数値は、1米ドル未満切捨てにより表示しています。

運用期間満了時の更新について

積立利率保証期間を更新することができます。

- 積立利率保証期間の満了日に限り、第一フロンティア生命の承諾を得て、積立利率保証期間を更新することができます。この場合、更新前の積立利率保証期間の満了日の積立金額から更新時費用を差し引きします。
- 被保険者の年金受取開始年齢が90歳を超えない範囲で更新できます。
- 更新後の通貨はご契約時の指定通貨と同一となります。
- 更新後の積立利率保証期間については、積立利率保証期間更新日（「更新前の積立利率保証期間の満了日の翌日」となります）の積立利率が更新日からその期間の満了日まで適用されます。
- 更新後の年金支払開始日は、更新後の積立利率保証期間の満了日の翌日となります。
- 更新後の基本保険金額は、更新前の積立利率保証期間の満了日における積立金額と同額となりますが、更新時費用を差し引きしますので、更新から短期間で解約された場合の解約返還金額は、基本保険金額よりも少ない金額となることがあります。



※ 1年、3年、5年、6年、10年から選択可能です（更新時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない積立利率保証期間があります）。

更新時の費用について

項目	費用
更新時費用 積立利率保証期間の更新に必要な費用です。	積立利率保証期間の更新後の基本保険金額に対して
	(積立利率保証期間 1年) 0.2%
	(積立利率保証期間 3年) 1.1%
	(積立利率保証期間 5年) 1.8%
	(積立利率保証期間 6年) 2.1%
	(積立利率保証期間 10年) 3.6%

費用について

この保険にかかる費用は、ご契約時は「契約時費用」、年金受取期間中は「保険契約関係費（年金管理費）」となります。この他に外貨のお取扱いに必要な費用をご負担いただくことがあります。

ご契約時				
項 目	費 用			
契約時費用 ご契約の締結に必要な費用です。	基本保険金額に対して			
	積立利率保証期間			
	3年	5年	6年	10年
	2.5%	3.5%	4.0%	6.0%

積立利率保証期間中

直接ご負担いただく費用はありません。
*保険契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用の率は、積立利率の計算にあたってあらかじめ差し引いております。

年金受取期間中

項 目	費 用	時 期
保険契約関係費* (年金管理費) 年金支払管理に必要な費用です。	受取年金額に対して 1.4% (「円貨支払特約」を付加した場合は 1.0%)	年金支払開始日以後、 年金支払日に控除します。

*年金額は、年金支払開始日以後、年金（死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含みます）の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費（年金管理費）は2010年12月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金受取開始時点の保険契約関係費（年金管理費）は、年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。

「円貨支払特約」により、円貨で年金額などをお受け取りになる場合の費用

「円貨支払特約」により外貨建の年金額、給付金額、解約返還金額などを円貨でお受け取りになる際には、下記のとおり為替手数料が為替レートに反映されています。当該手数料はお客さまの負担となります。対顧客電信売買相場中値（TTM）は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

「円貨支払特約」により、円貨で年金額などを受け取る場合の為替レート	TTM－50銭
-----------------------------------	---------

*上記の為替レートは、2010年12月現在の数値であり、将来変更することがあります。
*対顧客電信売買相場中値（TTM）については6ページ＜為替リスクについて＞をご参照ください。

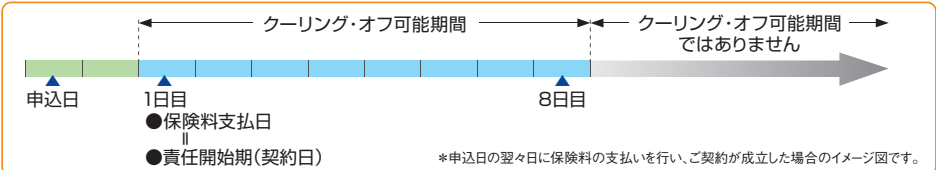
外貨のお取扱いにかかる費用について

保険料を外貨でお支払いになる際には、銀行への振込手数料などの手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、年金額、給付金額、解約返還金額などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費をご負担いただく場合があります。当該手数料はお客さまの負担となります。
*上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

クーリング・オフについて

この商品はクーリング・オフ制度の対象です。

お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金をお払いいただいた日のいずれか遅い日から起算して8日以内（土日、祝祭日、年末・年始などの休日を含みます）であれば、第一フロンティア生命あての書面（消印有効）での郵便によるお申出によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合、お払いいただいた金額を全額お返しいたします。



主なお取扱いについて

基本保険金額 (一時払保険料)		最低	<table><tr><th>米ドル</th><th>ユーロ</th><th>豪ドル</th></tr><tr><td>10,000米ドル (1米ドル単位)</td><td>10,000ユーロ (1ユーロ単位)</td><td>15,000豪ドル (1豪ドル単位)</td></tr></table>				米ドル	ユーロ	豪ドル	10,000米ドル (1米ドル単位)	10,000ユーロ (1ユーロ単位)	15,000豪ドル (1豪ドル単位)
		米ドル	ユーロ	豪ドル								
10,000米ドル (1米ドル単位)	10,000ユーロ (1ユーロ単位)	15,000豪ドル (1豪ドル単位)										
		最高	5億円相当額※ ※第一フロンティア生命の定める方法で円換算します。 ※最高基本保険金額は、同一被保険者について、通算限度があります。									
積立利率保証期間			3年、5年、6年、10年、(1年※) ※積立利率保証期間1年は、更新時のみ選択可能です。 ※ご契約時および更新時の金利情勢などによってはお取り扱いできない期間があります。									
契約年齢			積立利率保証期間									
			3年	5年	6年	10年	※ご契約時における被保険者の満年齢					
			0～87歳	0～85歳	0～84歳	0～80歳						
年金受取 開始年齢	確定年金		3歳～90歳 ※年金受取期間の満了日は、被保険者の満年齢が105歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。 (年金受取開始年齢+年金受取期間≤105歳)									
	死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金		50歳～90歳									
年金受取人			ご契約者または被保険者から指定									
死亡給付金受取人			被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 ※ひ孫、血族の甥(おい)・姪(めい)まで指定できます。									
後継年金受取人			被保険者、被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 ※後継年金受取人は1名のみ指定できます。 ※ひ孫、血族の甥(おい)・姪(めい)まで指定できます。									
年金種類の変更			年金支払開始日前に限り、年金種類の変更(確定年金、死亡時保証金額付終身年金および10年保証期間付終身年金いずれかへの変更)を取り扱います。									
年金受取期間の変更			年金支払開始日前に限り、年金受取期間(回数)の変更を取り扱います(確定年金のみ)。									
年金支払開始日の変更			繰上げ年金開始、積立利率保証期間の更新を取り扱います。									
保険料の払込方法			一時払のみ取り扱います。									
解約			解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。 ※請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日とします)を解約返還金計算日とし、その日の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。									
基本保険金額の変更		増額	取り扱いません。									
		減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。ただし、減額後の基本保険金額が10,000米ドル、10,000ユーロ、15,000豪ドル以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。									
契約者貸付			取り扱いません。									

アメリカ合衆国



基礎データ	
通貨略称	USD
人口	3億715万1,612人 (2009年8月12日時点推計値)
中央銀行	連邦準備制度理事会 (FRB=Federal Reserve Board)
実質GDP成長率	0.4%
名目GDP総額	14兆4,414億ドル
1人当たりの名目GDP	47,393ドル

* 注記がないものは、2008年のデータ
出所：日本貿易振興機構(ジェトロ)「J-FILE：基礎的経済指標」

世界の基軸通貨(米ドル)

米ドルは、アメリカ合衆国の公式通貨ですが、加えて、世界規模でも中心的な役割を担っています。その信頼性からアメリカ合衆国の国外でも使われ、特に輸出入など国際的な商取引の決済に多く使用されている基軸通貨です。

〈主要貿易品目〉

輸出：自動車、自動車部品、半導体、コンピューター関連製品、航空機、電気機器
輸入：自動車、自動車部品、原油、コンピューター関連製品、医薬品、衣料品

〈主要貿易相手国・地域〉

輸出：カナダ、メキシコ、中国、日本、イギリス
輸入：中国、カナダ、メキシコ、日本、ドイツ

出所：外務省ホームページ



欧州連合(EU)



基礎データ	
通貨略称	EUR
人口	4億9,974万7,211人 (EU27か国、2009年1月1日時点)
中央銀行	欧州中央銀行 (ECB=European Central Bank)
実質GDP成長率	0.7%
名目GDP総額	18兆3,194億ドル
1人当たりの名目GDP	36,767ドル

* 注記がないものは、2008年のデータ
出所：日本貿易振興機構(ジェトロ)「J-FILE：基礎的経済指標」

第2の基軸通貨(ユーロ)

ユーロは、1999年に欧州連合(EU)の通11月現在、欧州連合加盟国のなかでは米ドルに続く第2の基軸通貨として取引量が

貨統一のために誕生した通貨で、2010年16か国が公式通貨として利用しています。が増えています。

〈主要貿易相手国・地域(2008年)〉

輸出：米国、ロシア、スイス、中国、トルコ、
輸入：中国、米国、ロシア、ノルウェー、

ノルウェー、日本
スイス、日本、トルコ

出所：外務省ホームページ



オーストラリア連邦



基礎データ	
通貨略称	AUD
人口	2,254万2,188人 (2010年11月時点)
中央銀行	オーストラリア準備銀行 (RBA=Reserve Bank of Australia)
実質GDP成長率	1.3%
名目GDP総額	9,248億4,250万ドル
1人当たりの名目GDP	48,951ドル

* 注記がないものは、2008年のデータ
出所：日本貿易振興機構(ジェトロ)「J-FILE：基礎的経済指標」

好金利通貨であり資源国通貨(豪ドル)

豪ドルは、オーストラリア連邦の公式通貨で、為替市場では米ドルやユーロ、円、英ポンドに次いで、取引量の多い人気通貨です。現在では、基軸通貨の米ドルを凌ぐ好金利となっています。世界でも有数の資源大国であり、資源の価格が上がれば、豪ドル高になる傾向があります。

〈主要貿易品目：(2008/2009年度、豪州統計局)〉

輸出：石炭、鉄鉱石、非貨幣用金
輸入：原油、精製油、乗用車

〈主要貿易相手国・地域：(2008/2009年度、豪州統計局)〉

輸出：日本、中国、韓国
輸入：中国、米国、日本

出所：外務省ホームページ



◎ご参考資料

分散投資の考え方

通貨 分散

■円 ■ユーロ
■米ドル ■豪ドル など

資産 分散

■預貯金 ■債券
■株式 ■不動産 など

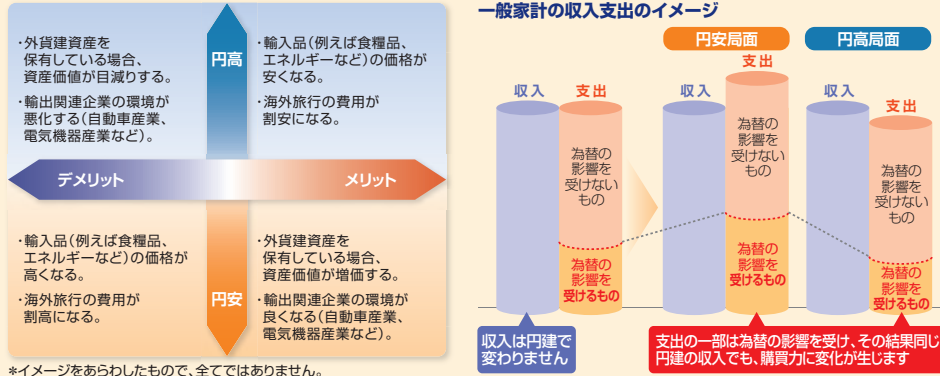
国 分散

■日本 ■ドイツ
■アメリカ ■オーストラリア など

時間 分散

■投資期間(短期・中期・長期)
■投資時期(ドルコスト平均法) など

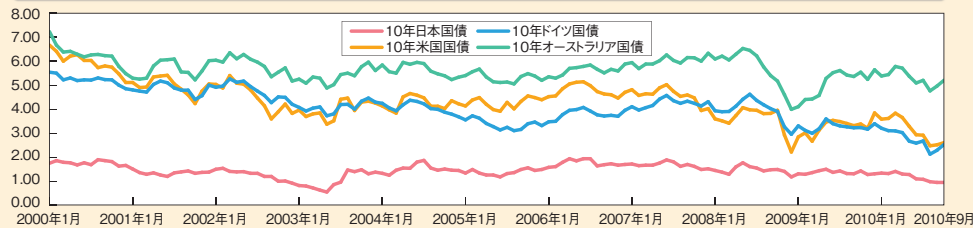
日常生活への為替変動の影響例 (イメージ)



*イメージをあらわしたもので、全てではありません。

各国の10年国債利回りの推移 (2000年1月～2010年9月末)

(単位: %)



【出所】Bloombergデータを使用して、第一フロンティア生命が作成

各国の為替レートの推移 (2000年1月～2010年9月末)

(単位: 円)

米ドル	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
最大値	114.75	131.95	134.80	121.25	114.50	121.12	119.76	123.95	114.15	100.77	94.40
最小値	101.55	114.10	115.95	107.13	102.22	102.16	109.62	107.36	87.45	86.30	80.59
変動幅	13.20	17.85	18.85	14.12	12.28	18.96	10.14	16.59	26.70	14.47	13.81

ユーロ	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
最大値	111.81	116.51	125.25	140.72	140.51	143.32	156.50	169.06	169.65	138.07	133.76
最小値	89.66	100.64	112.39	124.68	126.49	131.10	137.63	151.74	115.90	114.34	106.42
変動幅	22.15	15.87	12.86	16.04	14.02	12.22	18.87	17.32	53.75	23.73	27.34

豪ドル	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
最大値	70.80	66.77	71.57	81.15	84.93	90.88	94.16	107.68	104.43	84.92	87.48
最小値	56.03	57.51	63.16	67.48	74.65	77.37	82.27	89.36	56.61	56.61	72.83
変動幅	14.77	9.26	8.41	13.67	10.28	13.51	11.89	18.32	47.82	28.31	14.65

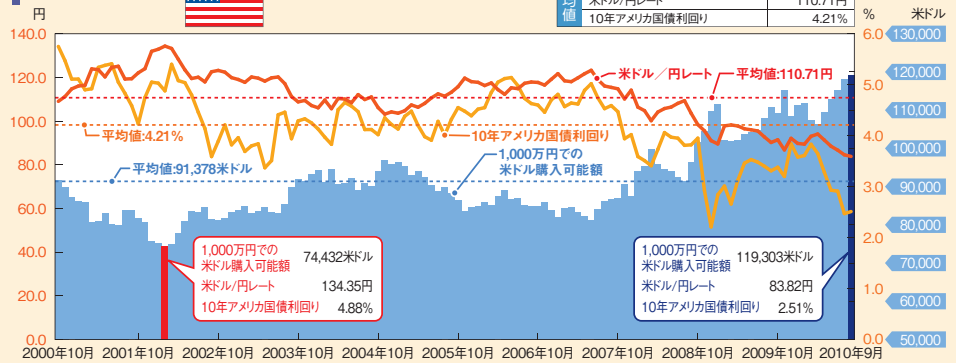
*各年の最大値と最小値を抽出。 *2010年は、1月～9月末まで。

【出所】Bloombergデータを使用して、第一フロンティア生命が作成

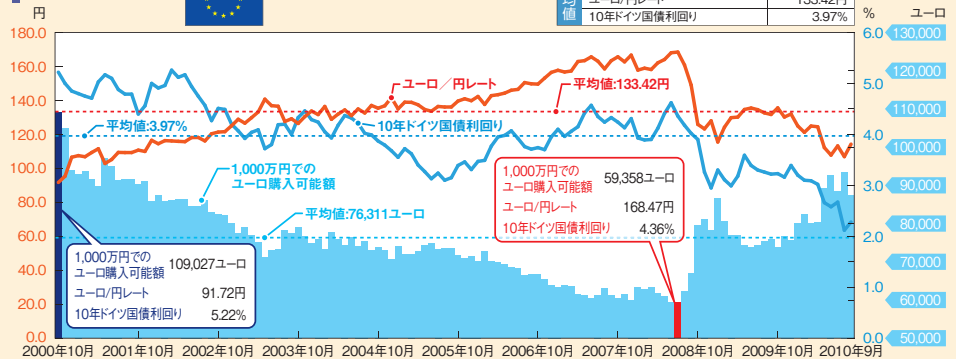
*現時点で信頼できるとされる資料に基づいて作成されておりますが、第一フロンティア生命がその正確性や完全性に対して責任を負うものではありません。

過去10年の外貨購入可能額と為替変動・国債利回り (2000年10月～2010年9月末)

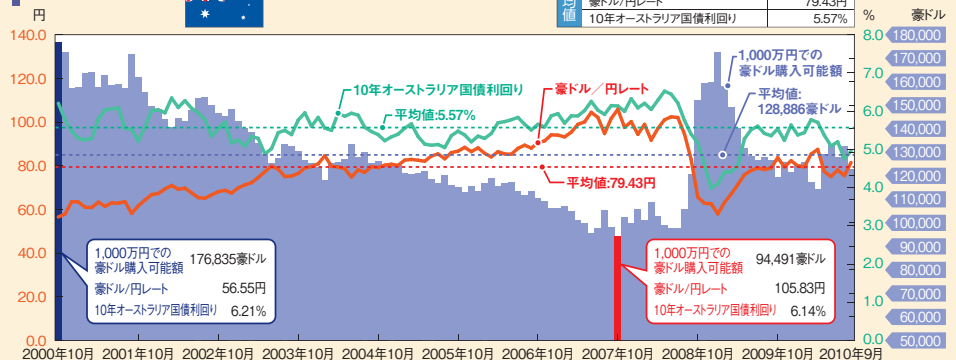
アメリカ合衆国



欧州連合(EU)



オーストラリア連邦



【データ出所】Bloombergデータを使用して、第一フロンティア生命が計算。

上記シミュレーションは事後的に試算検証したものです。したがって、将来を示唆あるいは保証するものではありません。

*購入可能額の試算にあたっては、1,000万円をBloombergでの為替データで除して計算しており、お取引にかかわる費用等は一切考慮していません。

*現時点で信頼できるとされる資料に基づいて作成されておりますが、第一フロンティア生命がその正確性や完全性に対して責任を負うものではありません。